

随意契約理由

令和4年(2022年)6月6日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市デジタル戦略課軽貨物車賃貸借契約(再再リース)
契約内容	豊中市デジタル戦略課軽貨物車賃貸借
契約締結日 及び契約期間	令和4年(2022年)5月31日 令和4年(2022年)6月2日から 令和6年(2024年)6月1日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	日本カーソリューションズ株式会社
契約金額	594,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>日本カーソリューションズ株式会社(以下「同社」という。)は、平成26年度の軽貨物車の賃貸借について複数業者による競争入札で決定した業者である。</p> <p>令和2年6月2日からの2年間の再リース契約が令和4年6月1日に契約満了を迎えることから入札を実施しようとしたところ、新型コロナウイルスの影響による世界的な半導体不足により、納車に4か月以上が必要であることが判明したことから、同社と軽貨物車を再再リースするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を同社と締結するもの。</p>